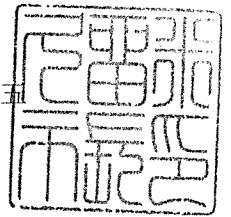


久留米市公告第 197 号

道路台帳補正業務委託について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 7年 7月 18 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名
道路台帳補正業務委託
- (2) 業務内容
「道路台帳補正業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日の翌日から185日間
- (4) 業務場所
久留米市 全域 地内
- (5) 予定価格及び入札書比較価格
予定価格 23,118,700 円(税込)
入札書比較価格 21,017,000 円(税抜)
- (6) 最低制限価格及び最低制限比較価格
最低制限価格 17,338,200 円(税込)
最低制限比較価格 15,762,000 円(税抜)
- (7) 支払条件
前払金 有り
中間前払金 無し
部分払 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 久留米市指名停止措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- エ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその

- 役員が暴力団員でないこと。
- ク 久留米市内に本店を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登録されている者であること。
- ケ 名簿に申請業種として、測量が「登録」で登載されている者であること。
- コ 平成27年4月1日以降に、官公庁等発注の道路台帳補正業務について、元請として履行した実績を有すること。なお、共同企業体の場合は、代表者としての実績に限る。
- サ この業務に関して、測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定に基づく登録を受けた、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある測量士を主任技術者として配置できること。

3 契約条項を示す場所

10 問い合わせ先(事務局)

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 参加資格に係る申立書（様式3）
- ウ 同種業務実績調書（様式4）
- エ 配置予定主任技術者調書（様式5）
- オ 入札書（様式6）

※アからエまでの各書類の日付は公告日から提出期限までであること。

※オの書類の日付は、開札日であること。

（2）提出期限

令和7年8月1日（金）必着

（3）提出先（宛先）

10 問い合わせ先(事務局)

※市窓口への持ち込みは不可とする。

（4）郵送方法

- ①内封筒及び外封筒の**二重封筒**とする。
- ②内封筒には、提出書類のうち、「オ 入札書（様式6）」を入れ、封筒表面には「入札書在中」と朱書きし、業務名及び商号（名称）を記入し**封印**する。
- ③外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちア、イ、ウを入れる。また、封筒表面には「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛名を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（1）日時

令和7年8月18日（月） 10時00分

（2）場所

久留米市庁舎内 10階会議室

（3）立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 1 者入札の取扱い

入札者が 1 者であった場合においても、入札は有効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(6) 落札者の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(7) 入札辞退

入札参加確認申請書を提出後に入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(様式 7)にて届け出ること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。ただし、会計規則第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は免除する。

7 入札及び開札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間

公告日から令和 7 年 7 月 25 日(金) 17 時 15 分まで

②受付場所

10 問い合わせ先(事務局)

③質問の提出方法

FAX 又は E メールで提出し、電話にて着信を確認すること。

④質問に対する回答

令和 7 年 7 月 28 日(月)までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して 6 日以内(期間満了日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第 35 条)第 1 条第 1 項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に市が示す契約書により契約締結の手続きをすること。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令

を遵守すること。

- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 問い合わせ先（事務局）

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所本庁舎10階

久留米市 都市建設部 路政課

担当：高津・大坪

電話：0942-30-9076（直通）

メールアドレス：rosei@city.kurume.lg.jp

- (2) 関係資料等

仕様書、各種様式の提供については、次のとおりとする。

- ・久留米市ホームページよりダウンロード

「市ホームページ>創業・ビジネス>入札契約情報>その他一般競争入札」